

令和6年度監査結果報告の概要

- ・横浜市監査委員監査基準に従い監査した限り、重要な点において、対象となった事務が適正に執行されていることが認められた。
- ・各部署において事務処理ミス等の防止に向けた取組が効果を上げており、DXの推進や新たな事務手続等への更なる対応を期待したい。
- ・一部の事務で確認された不適正な事項を指摘するとともに、これらを踏まえ改善等に資するための意見を付す。

1 監査の概要

(1) 監査の対象 (P. 1)

主として令和5年4月1日から令和6年8月31日までに執行した事務等について、次の区局本部及び団体を対象に監査を実施した。

- 財務監査（経理事務関係）・・・南区など3区、脱炭素・GREEN×EXPO推進局など22局
- 財務監査（工事関係）・・・全18区、脱炭素・GREEN×EXPO推進局など10局
- 行政監査・・・神奈川区など3区、デジタル統括本部など3局本部
- 財政援助団体等監査・・・横浜市信用保証協会など5団体

(2) 監査結果の概要 (P. 2)

各監査における指摘事項及び意見の件数は、次のとおり。

監査の種別 監査項目等	財務監査		行政監査	財政援助 団体等監査	合計
	経理事務関係	工事関係			
指摘事項	318件	55件	—	65件	438件
意見	1件	1件	1件	1件	4件

(3) 監査を振り返って (P. 3)

本市は、デジタル技術による課題解決に向け横浜DX戦略を策定し、DXの取組を進めていることから、令和6年度はDXの推進について監査を実施した。また、本市内部においても、新財務会計システムの運用開始や、規則改正等を伴う財務事務の見直し等、主に経理事務において大きな変更が生じていることから、監査委員としても、これらを念頭に置いて監査を実施した。

監査の結果、DX戦略が順調に進展していることが確認できた。また、工事の安全管理において不適切な事例が減少するなど、各部署において事務処理ミス等の防止に向けた取組が進んでいた。一方で、新たな事務手続や変化するリスク等への対応が行き届いていない状況が見受けられた。

各区局本部は、職員の基礎的な知識不足も含め、監査結果を踏まえたリスク分析と対応策の策定及び実施を確実にを行い、監査結果と連携した効率的、効果的な内部統制の取組を更に進められたい。

2 監査委員からの主な意見

(1) 財務監査

ア 経理事務関係 (P. 37)

- ・新財務会計システムの運用開始等に伴い、システム所管課等は、新たな事務手続や運用が適正かつ効率的となっているか随時確認されたい。
- ・検査事務に関して、区局本部はその重要性を改めて認識し、検査員の意識を高め、必要な知識及び技術の習得に取り組まれたい。また、制度所管課は、システムの導入等により事務が形式的にならないよう十分に留意されたい。
- ・帳簿類の記載等の不備が多く見受けられた。多くの職員が行う基本的な事務が適正に行われるよう知識の向上等に取り組まれたい。
- ・準公金事務において、事務の煩雑さなどの課題も見受けられた。適切かつ効率的な運用となるよう取り組まれたい。

イ 工事関係 (P. 59)

- ・工事の安全管理は何よりも優先されるべき事項であり、安全意識の向上につながる様々な取組により不適切な事例が減少していた。引き続き公衆災害防止や労働災害防止のための安全管理に対する取組を徹底されたい。
- ・設計・監督業務等を行うに当たって必要な知識の不足が原因と考えられる指摘が見受けられた。職員の知識や理解度に応じた組織的かつ効果的な人材育成・技術継承に取り組まれたい。
- ・新しい制度や制度改正の内容に関する指摘が見受けられた。担当者及び責任職は注意深く確認するとともに、各区局は情報の周知を徹底されたい。
- ・再発防止に向けた取組を行う際は、自区局の指摘だけでなく、他区局も含めた指摘の研修や、他区局の再発防止に向けた取組も参考にするなど、より有効なものとされたい。

(2) 行政監査

「DX推進について」(P. 92)

- ・市民や職員の具体的なニーズの取り込み及び実現した成果の積極的なPRを行うとともに、様々な試みが取り組める組織風土の醸成に努めることで、引き続き組織全体で真に市民・職員にとり満足度の高いDXに向けて取り組まれたい。
- ・過渡期にはやむを得ない面もあるが、複数のツール・システムが混在することなどで戸惑っている事例が散見された。
- ・各区局本部は、DX実現に向けた方針・方向性をよく理解し、これまでの作業を単純にデジタル化するのではなく、業務改善の検討を十分に行った上で、DXに取り組むことが大切である。
- ・DX戦略推進を所管する部署は、総合的な調整及び推進役として、「デジタルの恩恵」を実感できるよう、調和のとれたツール・システムの実現に向け努めるとともに、デジタル技術の効果的な活用などについて、あらゆる機会を捉えて引き続き丁寧な説明を行うことが望まれる。

(3) 財政援助団体等監査 (P. 116)

- ・指定管理者が本市に提出する収支決算書について、金額誤りや計上箇所・科目の誤りといった事例が見受けられた。収支決算書は、団体内部の経理書類とは作成方法が異なるところもあり、誤りが発生しやすいが、運営に関する基礎情報を本市に提供する重要な書類である。このため、指定管理者は、作成に当たり不明点等があれば施設所管課への照会を行うとともに、複数人での確認に努め、施設所管課等は、計上すべき箇所・科目を明確化し、収支決算書の受領時には内容の確認を行うことにより、正確な収支決算書の作成に連携して取り組まれたい。